

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 2 2 日

管内地方公共団体 ご担当者様

国土交通省中部運輸局自動車交通部
旅客第一課長

令和 7 年度自賠責制度広報・啓発事業への協力について（依頼）

国土交通行政につきましては、平素からご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）は、自動車損害賠償保障法に基づき、交通事故が発生した際の加害者の賠償責任を担保し被害者への基本的な対人賠償を確保するため、すべてのクルマやバイクに加入が義務付けられている強制保険であります。

しかしながら、有効期限切れ等によって、自賠責保険に加入していない無保険車による交通事故が依然として発生しており、その結果、加害者は処罰・処分の対象となるばかりではなく、多額の賠償金を自己負担することとなり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

また、近年はモペットや電動キックボードなど新たなモビリティの普及が進んでおり、これに伴い、関連する交通事故・違反が増加している中、無保険車・無共済車対策は引き続き徹底して取り組むべき重要な課題と考えております。

このため、国土交通省では、例年 9 月を「自賠責制度広報・啓発期間」として位置づけ、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性、損害賠償が加害者家族にまで及ぶ負担の重大性等を訴求し、自賠責保険への加入促進を図るための広報・啓発活動を集中的に実施しているところです。

つきましては、上記趣旨をご理解いただき、広報誌等において記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

※ ご参考までに広報用例文を添付いたします。また、掲載時期につきましては、弊省の広報・啓発期間（9 月 1 日～9 月 3 0 日）に合わせていただければ幸いです。

なお、ご不明な点等につきましては、以下の問い合わせ先まで連絡願います。

【問い合わせ先】

国土交通省中部運輸局自動車交通部旅客第一課 担当者：武島、伊藤

電話：052-952-8035

<自賠責保険に関する情報>

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jikou/jibai/jibai.html>

自賠責保険・自賠責共済のご案内

誰かを傷つけてしまう前に、ちゃんと自賠責を

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和6年の事故発生件数は約29万件、死傷者数は約35万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク等1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車（電動キックボード・モペット）を含むすべての自動車に加入が義務づけられています！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）の、未加入、未更新にご注意を！！

自賠責制度の詳細内容は、

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/> でご覧になれます。